

## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	298
支出年月日	令和 4 年 2 月 1 日
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費    研修費    広報費    広聴費    要請・陳情活動費 会議費    資料作成費    資料購入費    人件費    事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
別紙貼付	
充当内容 (按分の計算方法)	$2200 \times 0.85 = 1870$
その他	

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

# Invoice

Invoice Date: Feb 1, 2022  
Invoice #: [REDACTED]  
Payment Terms: Due Upon Receipt  
Due Date: Feb 1, 2022  
Account Number: [REDACTED]  
Currency: JPY  
Account Information: 福井利道

Business Registration Number: 00098

Sold To Address: 芦屋市 [REDACTED]  
芦屋市, 兵庫県 65 [REDACTED]  
Japan

Purchase Order Number:

Customer VAT/Tax Number:

Bill To Address: 芦屋市 [REDACTED]  
芦屋市, 兵庫県 65 [REDACTED]  
Japan

Zoom W-9

\*日付は米国太平洋標準時 (PST)

## Charge Details

CHARGE DESCRIPTION	SUBSCRIPTION PERIOD	SUBTOTAL	TAXES, FEES & SURCHARGES	TOTAL
<b>Charge Name: Standard Pro Monthly</b>				
Quantity: 1 Unit Price: JPY2,000	Feb 1, 2022-Feb 28, 2022	JPY2,000	JPY200	JPY2,200
			Subtotal	JPY2,000
			Total (Including Taxes, Fees & Surcharges)	JPY2,200
			Invoice Balance	JPY0

## Taxes, Fees & Surcharge Details

CHARGE NAME	TAX, FEE OR SURCHARGE NAME	JURISDICTION	CHARGE AMOUNT	TAX, FEE OR SURCHARGE AMOUNT
-------------	----------------------------	--------------	---------------	------------------------------

298-2

## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	299										
支出年月日	令和 4 年 2 月 2 日										
項目 (該当項目に0をつけてください)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">調査研究費</td> <td style="width: 15%;">研修費</td> <td style="width: 15%;">広報費</td> <td style="width: 15%;">広聴費</td> <td style="width: 40%;">要請・陳情活動費</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>資料作成費</td> <td>資料購入費</td> <td>人件費</td> <td>事務所費</td> </tr> </table>	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費							
会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費							
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)											
<div style="text-align: center;"> <h1 style="margin: 0;">EneJet</h1> <p style="margin: 5px 0;"><b>納品書(領収書)</b></p> <p style="margin: 5px 0;">神戸スタンダード石油株式会社 芦屋SS 芦屋市平田北町3-11 TEL:0797-22-5545 2022/02/02(水)19:38</p> <p style="margin: 5px 0;">EneKey 様</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p style="margin: 5px 0;">レギュラー 020020 <span style="float: right;">¥2739</span> 16.60L @165.0 L-1 N-1 割引適用(017032) 5円/L.個 割引 済み</p> <hr style="border: 0.5px dashed black;"/> <p style="margin: 5px 0;">小計 <span style="float: right;">¥2,739</span> (10%対象 <span style="float: right;">¥2,739</span> 内消費税 <span style="float: right;">¥249</span>) <b>合計 <span style="float: right;">¥2,739</span></b></p> <p style="margin: 5px 0;">承認No. <span style="float: right;">[REDACTED]</span> 支払方法 <span style="float: right;">[REDACTED]</span></p> </div>											
充当内容 (按分の計算方法)	$2739 \times \frac{1}{2} = 1369$										
その他											

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	300						
支出年月日	令和 4 年 2 月 3 日						
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費    研修費 <u>広報費</u> 広聴費    要請・陳情活動費 会議費    資料作成費    資料購入費    人件費    事務所費						
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできません。)							
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">領 収 証</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em;">川上朝栄 様</p> <p style="text-align: right; font-size: 0.8em;">No. _____</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">★ ￥7,000-</p> <p style="text-align: center;">但 川上あさひ新聞マガジン代として</p> <p style="text-align: center;">令和4年2月3日 上記正に領収いたしました</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-bottom: 1px solid black;">内 訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">税抜金額</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">消費税額等(%)</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 10px;">コクヨ ウケ-77</p> </div>		内 訳		税抜金額	XXXXXXXXXX	消費税額等(%)	XXXXXXXXXX
内 訳							
税抜金額	XXXXXXXXXX						
消費税額等(%)	XXXXXXXXXX						
充当内容 (按分の計算方法)	市政情報マガジン代 $¥7000 \times 0.85 \text{ (按分)} = ¥5950$						
その他	川上						

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) [REDACTED] 」(以下「甲」という)、受託者「 [REDACTED] 」(以下「乙」という)は、次に掲げる業務に関し、以下のとおり業務委託に関する契約を締結する。

1 委託業務の名称

印 報 名 デザイン料

2 業務場所

芦屋市

3 委託期間

令和4年1~2月

4 委託料

7000 円  
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(適用税率10%)〕  
円

5 委託料の支払方法

現金

6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和4年2月3日

甲 住所 芦屋市 [REDACTED]  
氏 名 M 正 嗣 夫

乙 住所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 市政報告 ~~手配~~ デジタル
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

# 怒

声屋市議会には台湾との交流に取り組み「巨台北好」のメンバーの1人です。市議会では「台湾のWHO年次総会アササキ」に参加を求め「意見書」を提出するなどの活動も続けています。

昨年11月、神戸市で第7回巨台北好交流サミットが開催

され、過去最多の約50人の地方議員らが集い、声屋市議会からも7人が参加しました。

同サミットは今回、国内から大きな注目を集めていました。それは、台湾への圧力を強める中国大使館が開催の中止を求めてきたからです。内政干渉以外のなにものでもない暴挙です。

が、台湾の外交的孤立解消を求める「神戸宣言」を採択し、募金閉じました。

会場には開催地である神戸市長、知事の姿もありましたが、本市の伊藤市長も参加していません。その理由について市長に聞くと、「主催者からの誘いを受けたこと」という虚偽の悪い答弁でした。西貢

明石、尾崎市長にも参加を呼び掛けたものの、いずれも欠席。開催地以外で参加したのは、声屋市長だけだったので台湾への特別な思いがあるのかも期待していましたが、副市長も「外交に関わるので言及は控えたい」と述べるなど、厚透かしに終りました。

確かに日本政府は台湾との正式な外交関係はないという立場ですが、既に約90の自治体が台湾との友好関係にあり、交流を行っています。

す。地方自治体だからできることがあるのです。声屋市が外交問題を理由にするのであれば、そもそも市長がサミットに参加した意味はあつたのかも。専制主義的な中国の姿勢により、国際秩序が脅かされる中、民主主義の牽制という観点では台湾の果たす役割は大きいはず。

本市を含めた地方自治体としての台湾と向き合っていくのが問われています。

## 問われる台湾との関係

### 自治体こそ友好関係を

### 川上あさえ新聞

## 「訪問型」拡充を

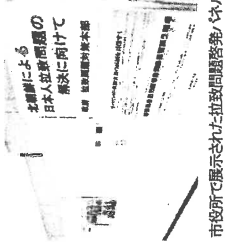


妊娠から子育て期までの支援を行う「産後ケア事業」。改正母子健康法により、産後1年以内の母子に対する産後ケアの実施は自治体の努力義務となっております。主には一時期間泊まり込んでケアを受ける宿泊型、日中に施設に行くいわゆる日帰りの「訪問型」、自宅に助産師が出向く「訪問型」の3種類があります。

本市では「訪問型」「宿泊型」の2つが実施されていますが、コロナ禍において、妊婦や母親の孤立や「産後うつ」が増えていることから、訪問型のニーズが高まっているとして、拡充を提案しました。本市も利用施設を5カ所追加し、利用率も高まっています。西宮市や神戸市では訪問型を既に導入済みです。

## 拉致解決へ全力

北朝鮮による拉致は国民の生命にかかると重大な人権侵害であり、国民一人一人が拉致被害者を取り戻すという意志を持ち、発信していくことが国内外へのアピールにつながります。私はかつて新聞記者として新潟に赴



任、拉致問題の取材を続け、被害者家族の無念と絶望に触れてきました。拉致被害者家族の高齢化が進むなか、拉致被害者の帰国の実現までもはや一刻の猶予もありません。地方議員であっても、拉致問題の解決につながることは何でもやってみていきたいと思っています。

声屋市議会では拉致問題の啓発に取り組み意志を表明し、全会一致で決議を可決しました。これは県内初、どの各議会と同様の決議が可決されました。本市では昨年11月10日から、啓発週間(12月16日)に啓発アニメ上映やパネル展を市役所で開催しています。

晴れ渡った新年にすがすがしい気分を抱きながら、市内数カ所の神社を参拝し、この時期に思い出るのが、平田町に虚子記念文学館があるなど本市の句である。「善風やの俳人、高浜虎志いだけして勇気に立つ」。凛として立ち向かう青年の姿を想像して、今年こそそれと向き合いたい。

【川上朝来(かわかみ あさえ)プロフィール】  
1973年12月生まれ、48歳。妻と娘2人の4人家族。岡山白鷺高校を経て、学習院大学経済学部卒業後、産経新聞社に入社。内閣府や東京証券取引所キャッチャー等を務め、政治経済の現場を取材。著書に「国際経済学大研究」(達人の世界)、「産経新聞出版」共著。趣味はテニス、スキー。高校野球歴あり。資格：社会福祉士、介護職員初任者

HP: <https://kawakami-rasee.com>  
E-mail: [kawakamiase@gmail.com](mailto:kawakamiase@gmail.com)

### 声屋市議会議員

# 川上あさえ新聞

Vol. 9

2022年新春号

自民党 声屋市議団  
〒669-8501 声屋市精華町7-6 声屋市議会  
TEL 050-3395-5027  
FAX 050-3457-4872

市取にジャーナリストの視点をも

元産経新聞記者

4月定例会では、新型コロナウイルスの3回目接種事業や子育て世帯への臨時特別給付金に関する歳入予算などが審議されました。猛威をふるう「オミクロン株」の動向も注視しながら、今年も慎重な市政運営を余儀なくされることでしょう。

しい寒さが増す中、市民の皆様におかれましては、体調管理を心掛けるとともに、気を緩めることなくコロナ感染防止の徹底を図ってまいります。デザインを一新した今回は、一般質問で取り上げたテーマを中心に報告いたします。

## 部活動改革迫る

### 削減止め 生徒の視点必要

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の方針が文部科学省から示されて2年。部活動を指導していた教師の負担を軽減し、2023年度以降段階的に地域移行し、合理的で効果的な部活動を推進するという内容です。教師の多大な負担軽減は必須で、市教育委員会によると、教師に代わって生徒の指導にあたる外部指導者による部活動支援員を吹奏楽部やテニス、サッカー部などに対象に9人配

属。その結果、支援員を配した場合は教師の勤務時間間は3年前と比較して月平均で約7時間の縮減になるなど一定の成果を挙げています。

しかし私はこの改革が児童・生徒の視点でなされるべきだと考えています。本市においては部活動において少子化の影響は避けられず、市立中学校の中には陸上部や男子バレー部が既にないという事例が報告されています。つまり児童・



生徒が取り組めるはずのスポーツ・文化活動が縮減でしかないという状況が既に存在しつつあり、部活動を通じて教育の機会が失われているのです。

スポーツ庁が中高を対象にした調査によると、今後30年間で部活動人口は30%減少。野球やサッカーなど

のチームスポーツは減速となるそうです。

本市は市域がコンパクトで、市立中学校はわずか3校。この特徴を踏まえて、少子化の影響で1校では組織できなかった部活動を統合することで市内合同チームを組織し、強化を図るといったメリットを受けやすいのではないかと考えます。

地域のスポーツ・文化団体と連携し、多様なスポーツ・文化活動を体験することも可能になれば、子育て世帯へのアピールにもつながるのではないのでしょうか。

今回の改革は教育委員会とスポーツ、文化団体との連携が不可欠になります。部活動は国内のスポーツ・文化活動の底力を支えているといっても過言ではありません。ぜひ本市の特色を盛り込んだ改革につなげてもらいたいと思います。

## 自販機からペットボトル削減

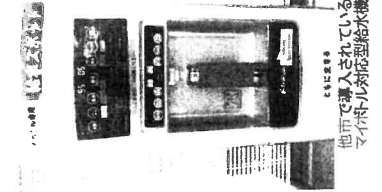
プラスチックごみの処理が大きな問題となるなか、国は2030年までにプラスチックの排出を25%削減する目標を掲げています。重要なのはプラスチック再生利用するというものではなく、そもそも発生させないという観点です。しかし、ペットボトルの排出が増加傾向にあり、本市の回収量は10年前と比較して約1.7倍に増加しています。

市内公共施設に設置されているペットボトル飲料を扱う自動販売機は67台を数えますが、まずは自販機からペットボトルを排除することができないかを一般質問で取り上げました。市からは自販機

更新の際にアルミ缶への変更やカップで提供する自販機の導入を検討するとの回答を得るとともに、水筒を持ち歩く「マイボトル」啓発や「給水スポット」について調査を始め方計が示されました。

他の自治体を見ると神奈川県鎌倉市ではマイカップ持参で10円値引きを行う自販機を設置。京都市府内市ではマイボトルでの給水をアプリで記録し、ペットボトル削減量を競う取り組みを実施しています。

本市も昨年、温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明していますが、ペットボトルの削減はまだ途上。その一環につなげていきたいと考えています。



プラスチックごみの処理が大きな問題となるなか、国は2030年までにプラスチックの排出を25%削減する目標を掲げています。重要なのはプラスチック再生利用するというものではなく、そもそも発生させないという観点です。しかし、ペットボトルの排出が増加傾向にあり、本市の回収量は10年前と比較して約1.7倍に増加しています。

市内公共施設に設置されているペットボトル飲料を扱う自動販売機は67台を数えますが、まずは自販機からペットボトルを排除することができないかを一般質問で取り上げました。市からは自販機

本市の新型コロナウイルス対策HP

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	301
支出年月日	令和 4 年 2 月 3 日
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費   研修費 <u>広報費</u> 広聴費   委員・関係活動費 会議費   資料作成費   資料購入費   人件費   事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
<p style="text-align: right;">別紙添付</p>	
充当内容 (按分の計算方法)	HP管理費 $¥5500 \times \frac{1}{2}$ (按分) = ¥2750
その他	川上

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。





## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	302
支出年月日	令和4年2月3日
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費    研修費    広報費    広聴費    要請・陳情活動費 会議費    資料作成費    資料購入費    人件費    事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	

印紙税法第5条  
第一項、別表1  
第22号により  
収入印紙は貼付  
いたしません。

### 領 収 証

No. XXXXXXXXXX

福井 美奈子 様

金額 ￥ 125,917 円也      / 月分

但 \_\_\_\_\_

上記の通り確かに領収いたしました。

令和 4 年 2 月 3 日

〒659-0062  
芦屋市宮塚町2番2号  
公益社団法人  
芦屋市シルバー人材センター  
TEL (0797)32-1414

充当内容 (按分の計算方法)	市政報告書 新春号 配布代 (Vol.43) $125,917 \times 0.85 = 107,029$
その他	

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) 福井 美奈子」(以下「甲」という)、受託者「芦屋市シルバー人材センター」(以下「乙」という)は、次に掲げる業務に関し、以下のとおり業務委託に関する契約を締結する。

1 委託業務の名称

市政報告書 Vol.43 新春号ポスティング

2 業務場所

芦屋市内

3 委託期間

2022.1.7 ~ 2022.1.31

4 委託料

125,917 円

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(適用税率10%)〕

11,447 円

5 委託料の支払方法

銀行振込

6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和4年1月8日

甲 住所名 芦屋市 [REDACTED]  
氏名 福井 美奈子

乙 住所名 芦屋市宮塚町2番2号  
氏名 公益社団法人芦屋市シルバー人材センター  
理事長 山中 健

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

(1) 期間内に市政報告書を配布する。

(2)

(3)

(4)

(5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。

(2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。

(3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

(4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

(5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。

(6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。

(7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。

(8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。

(9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

# 福井みな子 市政報告



12月定例会は11/30から12/21まで開催され、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に関する経費や朝日ヶ丘町に開園予定の認定こども園敷地より出土した軽石の処分費用について、また子育て世帯への臨時特別給付金に関する補正予算等が審査され、すべての議案が可決されました。

## 令和4年度の予算要望書を市長に提出

令和4年度芦屋市予算編成にあたり、令和3年11月25日、自由民主党芦屋市議会議員団として会派予算要望書を市長に提出しました。毎年この時期に行う予算要望は、市民との約束を果たすための大切な取り組みであり、新たな提案の機会です。今年度も引き続き感染症対策を油断なく行いながら、新しい生活様式のなか、経済の活性化、地域力の強化、少子高齢化に伴う様々な課題に取り組み年になります。今後必要事項が実現できるような力を尽くしてまいります。

主な予算要望 ~会派からは90項目の予算を要望(一部抜粋)~

- <予算全体について>
  - ・納税者の理解を得られるよう公平でバランスを考慮した予算とすること
  - ・明確な目的を持った戦略的施策とそれに伴う予算計上を行うこと
  - ・SDGsの強点を取り入れた施策の推進を図ること
- <具体的項目>
  - ・JR芦屋駅南地区再開発事業は市民の理解を得ようえで進めること
  - ・公立幼稚園のあり方について将来のビジョンを示すこと
  - ・児童生徒の学力強化の施策を進めること
  - ・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めること、DV被害者支援取り組みを強化すること
  - ・アフターコロナの経済回復に向けた支援事業を推進すること



## 健康寿命の延伸に向け、歯科健診の充実を求めました

口腔機能の低下は、フレイルの前段階であり、早い時期にその兆候を見つけて口腔ケアを行えば、機能の維持・向上が可能になると言われています。

特に歯周病検診は、疾病の発見のみならず、自己管理能力を高めて豊かな高齢期を迎えることにもつながると言われており、近隣の尼崎市、西宮市、宝塚市、三田市、伊丹市、川西市、猪名川町では40歳、50歳、60歳、70歳の節目健診を実施しています。しかしながら、芦屋市においては現状は、40歳、50歳のみの実施です。今回の一般質問では、他市より遅れていることを指摘したところ、「まずは就労世代にあたる60歳での実施に向けて検討していい」との答弁がありました。今後引き続き歯科健診の充実に向けて取り組んでまいります。



302-18

12月議会トピック

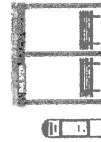
- ◆子育て世帯へ臨時特別給付金が支給されます  
子育て世帯を支援する観点から、現金給付を実施。芦屋市では、年収が160万円以上の世帯を除き、10歳から1018歳の児童に1人当たり10万円の手給給付をする事が決定しました。
- ◆新型コロナウイルス追加接種(3回目)について  
【対象者】18歳以上で、2回目接種後8ヶ月以上経過した方(約6万9千人)  
【実施期間】令和4年9月30日まで  
【接種券の送付について】2回目接種から8ヶ月を経過する日の2週間前を目途に送付。2週間程度に分けて発送)  
【接種場所】集団接種は保健福祉センター(土日の午後)に実施。1月は日曜日のみ個別接種は市内個別医療機関  
【予約方法】1回目の接種同様、インターネットまたは市のコールセンター(0797-31-0655)

## 健康長寿の実現に向けて～歯科健診・聴力検査導入について～

新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療体制、経済、教育などさまざまな領域に多大なる影響を及ぼしました。そのなかでも高齢者に対する影響が大きく、日常生活動作や認知機能の低下など、共生社会において新たな課題が生じているといわれています。感染防止対策の一つとして長期間の活動自粛が求められ、「動かない時間」が増えたことによるフレイルの進行が心配されてきましたが、フレイル予防の今後の展開について質問を行いました。

あらためてフレイルとは、加齢とともに、心身の活力が下がる状態を指し、放置することにより生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなると考えられています。

- 質問** 「新しい生活様式」でのフレイル予防について、考えを問う。
- 答弁** 感染症対策を徹底しつつ、「運動・栄養・社会参加」の3つのポイントを押さえるのが重要。「自宅でできる運動」をあしやドライあんぐるやホームページで紹介し、普及啓発に努めている。
- 質問** 厚生労働省は「難聴は認知症の危険因子のひとつである」と公表し、オランダプラランの中で発表している。難聴の早期発見に向けて、特定健康診査や後期高齢者医療健康診査への聴力検査導入についての見解を問う。
- 答弁** 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病に関する検査を行うものとされており、現在、聴力検査の対象とはならないが、引き続き国や近隣市等の動向を注視していく。



## 南宮町西バス停に上屋やベンチの設置を要望

これらの設置については、通常バス運行事業者が行いますが、単独での改善には限界があるため、上屋やベンチ設置費用のために寄附を呼びかけたり、民間と連携したりすることが必要ではないでしょうか。芦屋市からは、この状況を踏まえ、バス事業者が設置、維持管理しやすい環境となるよう、バス事業者と協議していくとの答弁がありました。

## 私の考え

細かな課題かもしれませんが、市民の日常生活に関わる問題でもあり、今後こうした市民のさまざまな願いを受け止める市政であることを願います。

活動報告から  
～ハロウィン～  
2021.11.10



奉仕団体の活動で西蔵こども園を訪問しました。西蔵こども園は、令和3年4月、新浜保育所と伊勢幼稚園の統合により市立のこども園として開園しました。定員は0歳児から5歳児まで186人と規模も大きく、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育と保育を一体的に行っています。また、方針の一つとして、家庭・地域社会と連携し、子育て支援の拠点としての役割を担うことが示されています。少し遅めのハロウィンとなりましたが、仮装をして訪問し、読み聞かせやゲームを行い、園児と楽しく交流する機会をもつことができました。

## 編纂後記

今年は寅年。虎にまつわる言葉、「虎の子」は、手放せない大切なものを表します。虎が持つ猛り、にイメーションと、母親虎が愛情深く、臍腹切に子育てをすることにちなみ、総括の一年にちなみ、すべての人に対して思いやりを注ぎ、社会の実現を祈ります。福井みな子

市政報告Vol.43 1月発行  
<事務所> 芦屋市打出町1-13

プロファイル  
H23年 芦屋市議会議員初当選  
H27年 2期目当選  
H30年 第80代芦屋市議会副議長  
H31年 3期目当選  
R 1年 監査委員  
R 2年 総務常任委員長  
R 3年 総務常任委員長  
自民党芦屋市議会議員団所属

〒470-0113 芦屋市打出町1-13  
電話 0797-31-0655  
FAX 0797-31-0656

TEL & FAX : 34-0240

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	303
支出年月日	令和 4 年 2 月 4 日
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費    研修費    広報費    広聴費    要請・陳情活動費 会議費    資料作成費    資料購入費    人件費    事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
充当内容 (按分の計算方法)	会派コピ-機リース代 2月分 控室 $20.856 \times 0.8 = 16.684$
その他	

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。



## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	304
支出年月日	令和 4 年 2 月 5 日
項目 (該当項目に○をつけてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費    研修費    広報費    広聴費    要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費    資料作成費    資料購入費    人件費    事務所費

領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)

政府による燃料油価格変動緩和補助金が  
発動された場合、本価格に含まれます。



http://www.enefleet.com

納品書 (領収書) 348911

青羽店  
TEL 0583-88-8120  
エネクスアリート株式会社  
大阪府大阪市淀川区西宮南2-1-3

売上  
2022年 2月 5日  
22:07

上 [REDACTED] 様

レギュラーガソリン P-7(内)  
18.72L 0156.0 2920円  
01200.00

合計 2,920円  
(内、消費税等(10.00%) 265円  
(内、P支払可能金額 2,920円)

支払区分：一括  
承認No. IC [REDACTED]  
端末識別番号： [REDACTED] ATC  
端末処理番号： [REDACTED]  
IC/MS識別子： IC [REDACTED]  
カードシークエンス番号 [REDACTED]

伝票No. [REDACTED] 担当 [REDACTED]  
※ 本車保管上のお預金  
財布・手帳等にはさんで保管願く場  
合は、印刷面を内側に折り保管を  
願います。  
弊社へのお問い合わせは下記まで  
KF-MASTER@enefle.com

充当内容 (按分の計算方法)	ガソリン代 (22円分) ¥2920 × 1/2 (税分) = ¥1460	残 ¥3540
その他		uI

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。



## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	305										
支出年月日	令和 4 年 2 月 5 日										
項目 (該当項目に○をつけてください)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">調査研究費</td> <td style="width: 25%;">研修費</td> <td style="width: 25%;">広報費</td> <td style="width: 25%;">広聴費</td> <td>要請・陳情活動費</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>資料作成費</td> <td>資料購入費</td> <td>人件費</td> <td>事務所費</td> </tr> </table>	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費							
会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費							
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)											
<div style="text-align: center;"> <h1 style="margin: 0;">EneJet</h1> <p style="margin: 5px 0;"><b>納品書(領収書)</b></p> <p style="margin: 5px 0;">神戸スタンダード石油株式会社 芦屋SS 芦屋市平田北町3-11 TEL: 0797-22-5545 2022/02/05(土)08:38</p> <p style="margin: 5px 0; text-align: right;">EneKey 様</p> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p style="margin: 5px 0;">レギュラー 020020 <span style="float: right;">¥4790</span> 29.03L @165.0 L-1 N-1 割引適用(017032) 5円/L,個 割引 済み</p> <hr style="border: 0.5px dashed black;"/> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">小計</td> <td style="text-align: right;">¥4,790</td> </tr> <tr> <td>(10%対象 内消費税)</td> <td style="text-align: right;">¥435</td> </tr> <tr> <td><b>合計</b></td> <td style="text-align: right;"><b>¥4,790</b></td> </tr> </table> <p style="margin: 5px 0;">承認No. <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 支払方法 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p> </div>		小計	¥4,790	(10%対象 内消費税)	¥435	<b>合計</b>	<b>¥4,790</b>				
小計	¥4,790										
(10%対象 内消費税)	¥435										
<b>合計</b>	<b>¥4,790</b>										
充当内容 (按分の計算方法)	$4790 \times \frac{1}{2} = 2395$										
その他											

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	306
支出年月日	令和 4 年 2 月 7 日
項 目 (該当項目に〇をつけてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費
	領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできません。)
	別紙添付
充当内容 (按分の計算方法)	2月分 227752使用料    2858 $¥ 5717 \times \frac{1}{5} (\text{按分}) = ¥ \cancel{2859}$
その他	111

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

〒659-  
芦屋市

川上 朝栄 様

発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター

お問合せ先 0800-333-0500

受付時間 9:00~17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒170 豊島区東池袋3-16-3  
-0013 アーバンネット池袋ビル

## 電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2021年 9月分	5,702円	2021年 9月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2021年10月分	5,705円	2021年10月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2021年11月分	5,705円	2021年11月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2021年12月分	5,705円	2021年12月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年 1月分	5,705円	2022年 1月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年 2月分	5,717円	2022年 2月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年 3月分	5,156円	2022年 3月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	39,395円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。  
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。  
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2022年 3月25日

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

306-2

### 政務活動費領収書等貼付用紙

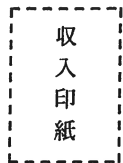
整理番号	307				
支出年月日	令和 4 年 2 月 7 日				
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					

### 領 収 証

16000-2001256

自由民主党 芦屋市議会議員団 様

金額 ¥3,460 ※

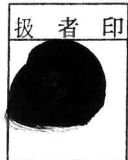


但し 請求書通り 令和 4 年 02 月 07 日

上記の金額正に領収いたしました。

現金・小切手	¥	※
振 込	¥	※
手形・相殺	¥	※
計	¥	3,460 ※

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社



(本証に社印および抜者印の無いもの、並びに金額の訂正したものは無効です。)

充当内容 (按分の計算方法)	会派控室コピー機保守代金 $3,460 \times 0.8 = 2,768$
その他	

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	308									
支出年月日	令和4年2月7日									
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費    研修費    広報費    広聴費    要請・陳情活動費 会議費    資料作成費 <u>資料購入費</u> 人件費    事務所費									
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできません。)										
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: left;"> <p>2022年01月分 芦屋市</p> <p><b>米田 哲也 様</b></p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">銘 柄</th> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産経新聞セット※</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">4,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合 計</td> <td></td> <td style="text-align: right; font-weight: bold;">¥4,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※は軽減税率対象品目</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>領 収 証</p> <p>No. [REDACTED]</p> <p>お知らせ 領収日 2022年2月7日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px;"></div> <p>毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。</p> <p>8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p><b>産経新聞 芦屋専売所</b> 〒659-0025 芦屋市浜町2-8 TEL: 0797-22-2578      FAX: 0797-22-2579</p> </div>		銘 柄	部	金 額	産経新聞セット※	1	4,400	合 計		¥4,400
銘 柄	部	金 額								
産経新聞セット※	1	4,400								
合 計		¥4,400								
充当内容 (按分の計算方法)	産経新聞 1月分 4400-									
その他										

米田 哲也


- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	309
支出年月日	令和 4年 2月 7日
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費   研修費   広報費 <b>○広聴費</b> 要請・陳情活動費 会議費   資料作成費   資料購入費   人件費   事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできません。）	
<p style="text-align: center;">神戸市立花隈駐車場</p> <p style="text-align: center;">領収証</p> <p>精算機 #01                      A 精算No. <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>          発券機 #01                      発券No. <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>          入庫時刻 2022年 2月 7日(月) 14:44          出庫時刻 2022年 2月 7日(月) 15:20          駐車時間                                      0:36          駐車料金                      A料金                      300円          =====          合計    300円          現金領収額                                      300円          お預り    1,000円          お釣り    700円</p> <p>またのご利用をお待ちしております。</p> <p style="text-align: right;">米田 哲也</p>	
充当内容 (按分の計算方法)	駐車代 (市民相談) 300円
その他	


- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	310
支出年月日	令和 4 年 2 月 9 日
項 目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費    研修費    広報費    広聴費    要請・陳情活動費 会議費    資料作成費    資料購入費    人件費    事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできません。)	
領 収 証      福井美奈子      様      No. _____	
★ 75,000	
内 訳 現金 75,000 小切手 / 手形 / 消費税額等(%)	但市政報告書新春号配布代 2022年 2月 9日 上記正に領収いたしました 芦屋市 [Redacted] [Redacted]
	
コクヨ ウケ-98	
充当内容 (按分の計算方法)	市政報告書 新春号 配布代 (Vol.43) $75,000 \times 0.85 = 63,750$
そ の 他	

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) 福井 美奈子」(以下「甲」という)、受託者「

1 委託業務の名称

市政報告 Vol.43 新春号 ポスター

2 業務場所

芦屋市内

3 委託期間

2022.1.7 ~ 2022.1.31

4 委託料

75,000 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (適用税率10%) )  
円

5 委託料の支払方法

現金支払い

6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和4年1月8日

甲 住所氏名

芦屋市   
福井 美奈子

乙 住所氏名

芦屋市   
  
 印



(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 市政報告書を甲の指定する期限内に配布する。
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

芦屋市議会議員

福井みな子 市政報告



12月定例会は11/30から12/21まで開催され、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に関する経費や朝日ヶ丘町に開園予定の認定こども園敷地より出土した転石の処分費用について、また子育て世帯への臨時特別給付金に関する補正予算等が審査され、すべての議案が可決されました。

令和4年度の予算要望書を市長に提出

令和4年度芦屋市予算編成にあたり、令和3年11月25日、自由民主党芦屋市議会議員団として会派予算要望書を市長に提出しました。毎年この時期に行う予算要望は、市民との約束を果たすための大切な取り組みであり、新たな提案の機会です。新年度も引き続き感染症対策を油断なく行いながら、新しい生活様式のなか、経済の活性化、地域力の強化、少子高齢化に伴う様々な課題に取り組みむ年になります。今後とも要望事項が実現できるような力を尽くしてまいります。

主な予算要望 ～会派からは90項目の予算を要望(一部抜粋)～

- <予算全体について>
・納税者の理解を得られるよう公平でバランスを考慮した予算とすること
・明確な目的を持った戦略的施策とそれに伴う予算計上を行うこと
・SDGsの視点を取り入れた施策の推進を図ること
<具体的項目>
・JR芦屋駅南地区再開発事業は市民の理解を得たうえで進めること
・公立幼稚園のあり方について将来のビジョンを示すこと
・児童生徒の学力強化の施策を進めること
・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めること、DV被害者支援取り組みを強化すること
・アフターコロナの経済回復に向けた支援事業を推進すること



健康寿命の延伸に向け、歯科健診の充実を求めました

口腔機能の低下は、フレイルの前段階であり、早い時期にその兆候を見つけて口腔ケアを行えば、機能の維持・向上が可能になると言われています。特に歯周病検診は、疾病の発見のみならず、自己管理能力を高めて豊かな高齢期を迎えることにもつながると言われており、近隣の尼崎市、西宮市、宝塚市、三田市、伊丹市、川西市、猪名川町では40歳、50歳、60歳、70歳の節目健康診を実施しています。しかしながら、芦屋市においては現状は、40歳、50歳のみの実施です。今回の一般質問では、他市より遅れていることを指摘したところ、「まずは就労世代にあたる60歳での実施に向けて検討していく」との回答がありました。今後引き続き歯科健診の充実に向けて取り組んでまいります。



12月議会トピックス
◆子育て世帯へ臨時特別給付金が支給されます
子育て世帯を支援する観点から、現金給付を実施。芦屋市では、年取六〇万円以上の世帯を除き、10歳から1018歳の児童に1人当たり10万円の一括給付を行うことが決定しました。
◆新型コロナウイルス追加接種(3回目)について
【対象者】
18歳以上で、2回目接種後8ヶ月以上経過した方(約6万9千人)
【実施期間】
令和4年9月30日まで
【接種券の送付について】
2回目接種日から8ヶ月を経過する日の2週間前を目途に送付。(月2回程度に分けて発送)
【接種場所】
集団接種は保健福祉センター(土日の午後)に実施。11月15日(日)のみ個別接種は市内個別医療機関
【予約方法】
1回目の接種同様、インターネットまたは市のコールセンター(0797-310655)

健康長寿の実現に向けて～歯科健診・聴力検査導入について～

私の考え

健康である期間を延ばすことは、フレイル状態を遅らせることにつながる。全国的にフレイル対策を視野に入れた健康づくりが推進されています。芦屋市でも、広報を活用した発信が行われており、認知度も高まっているのではないのでしょうか。しかしながら、「フレイルとはなにか」「認識されることのみにとまらず、実際にフレイル対策の実践につながる」ことが重要で、たとえば高齢者の方が自身のフレイル度をチェックする。それに対して専門家がアドバイスを提供し、さらには個々に応じた行動変容を促す。そこまで到達しては初めて、「フレイル予防事業を行っている」といえるのではないのでしょうか。行動変容を促す例としては、個人のインセンティブや健康ポイント制度を活用することに向けて、あしや健康ポイント事業の対象に通信の場を加えることを提案します。

健康寿命の延伸に向けた取り組みを効果的に進めるためには、「疾病予防や重症化予防」「健康づくり」に向けての保健事業と、介護予防としての「生活機能の改善事業」を一体的に進めていくことが重要であると考えます。
【質問】「新しい生活様式」でのフレイル予防について、考えを伺う。
【答】感染症対策を徹底しつつ、「運動・栄養・社会参加」の3つのポイントを押さえるのが重要。「自宅」でできる運動をあしやトライあんぐるやホームページで紹介し、普及啓発に努めている。
【質問】厚生労働省は「難聴は認知症の危険因子のひとつである」と公表し、オレンジプランの中で発表している。難聴の早期発見に向けて、特定健康診査や後期高齢者医療健康診査への聴力検査導入についての見解を伺う。
【答】高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病に関する検査を行うものとしており、現在、聴力検査の対象とはならないが、引き続き国や近隣市等の動向を注視していく。

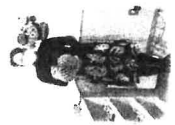
南宮町西バス停に上屋やベンチの設置を要望

私の考え

細かな課題かもしれませんが、市民の日常生活に関わる問題でもあり、今後こうした市民のさやかな願いを受け止める市政であることを願います。
これらの設置については、通常バス運行事業者が行いますが、単独での改善には限界があるため、上屋やベンチ設置費用のために寄附を呼びかけたり、民間と連携したりすることが必要ではないでしょうか。芦屋市からは、この状況を踏まえ、バス事業者が設置・維持管理しやすい環境となるよう、バス事業者と協議していくとの回答がありました。

活動報告から

〜ハロウィン〜
2021.11.10
奉仕団体の活動で西蔵こども園を訪問しました。西蔵こども園は、令和3年4月、新浜保育所と伊勢幼稚園の統合により市立のこども園として開園しました。定員は0歳児から5歳児まで186人と規模も大きく、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育と保育を一体的に行っています。また、方針の一つとして、家庭・地域社会と連携し、子育て支援の拠点としての役割を担うことが示されています。少し遅めのハロウィンとなりましたが、仮装をして訪問し、読み聞かせやゲームを行い、園児と楽しく交流する機会をもつことができました。



プロフィール
423年 2期目当選
427年 第80代芦屋市議会副議長
431年 3期目当選
R 1年 監査委員
R 2年 総務常任委員長
R 3年 総務常任委員長
自民党芦屋市議会議員団所属
編集後記
今年は何年、虎にまつわる言葉、虎の子、虎の手放さない大切なものを表しています。虎が持つ猛り、にイメーションは、真腹切に子育てをすることにちなみようです。今年、はなまは、虎の優しさを学び、すべての人に寄り添うべき社会の実現を願っています。
福井みな子

市政報告Vol.43 R4年1月発行
＜事務所＞芦屋市打出町1-13
(打出町店街 南入口角)
事前にご連絡のうえ、お電話にお越しください。

TEL & FAX : 34-0240


政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	311				
支出年月日	令和4年 02月 09日				
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできません。)					
充当内容 (按分の計算方法)	$5000 \times \frac{1}{2} = 2500$ $5455 \times \frac{1}{2} = 2727.5$				
その他					

米田 哲也

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政府活動費領収書等貼付用紙

整理番号	312				
支出年月日	令和 4 年 2 月 10 日				
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
 <p>IC 様</p> <p>三和油業(株) (金真山支書) Enejet 朝霧SS 明石市大蔵八幡町138-1 TEL:078-911-4619 2022/02/10(木)14:53</p> <p>レギュラー 110100 20.26L @169.0 L-1 N-1 ¥3424</p> <p>小計 (10%対象) ¥3,424 内消費税 ¥311 合計 ¥3,424</p> <p>承認No. [REDACTED] 支払方法 [REDACTED] 一括 事前払い OK 端末処理通番 [REDACTED]</p> <p>※本書保管上のお願!!! 財布・手帳等にはさんで保管頂く 場合は、印刷面を内側に折り保管 をお願い致します No. [REDACTED] 朝霧SS POS番号01 [REDACTED] 2022/02/10</p>					
充当内容 (按分の計算方法)	<del>¥3424</del> ¥3424 × 1/2 (75%) = ¥1712 カツ丼代 (2月分) 残 ¥1828				
その他	川工分				

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費領収書等貼付用紙

米田 哲也

整理番号	313				
支出年月日	令和4年 2 月 10 日				
項 目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
別紙添付.					
充当内容 (按分の計算方法)	12,379 × 0.5 = 6189.5		スマホ使用料 1月分		
	上限が 5,000円.				
そ の 他					

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

# 2022年2月10日のご利用代金明細表

2022年1月25日 発行

お名前	米田 哲也 様	金融機関	銀行
お支払い日	2022年2月10日 (木)	支店	
お支払い合計額		科目	普通
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	2020年12月24日	口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
米田 哲也 様	ご利用分									
#										
#										
米田 哲也 様	ご利用分									
#	21/12/31	ドコモご利用料金 / iD 1月分			12,379	1	1	12,379		
#										
<お支払い金額総合計>										

株式会社NITドコモ  
 東京都千代田区永田町2丁目 11番1号  
 登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。  
 dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)  
 ※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります  
 クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)  
 携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)  
 ホームページ <http://dcmx.jp/>

313-2

## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	314										
支出年月日	令和 4年 2月 10日										
項目 <small>(該当項目に0をつけてください)</small>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">調査研究費</td> <td style="width: 20%;">研修費</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; border-radius: 50%;">広報費</td> <td style="width: 20%;">広聴費</td> <td style="width: 20%;">要請・陳情活動費</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>資料作成費</td> <td>資料購入費</td> <td>人件費</td> <td>事務所費</td> </tr> </table>	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費							
会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費							
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)											
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">領 収 証</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">松 木 様</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>No. _____</p> <p>4年 2月 10日</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">★ 750,000-</p> </div> <p style="text-align: center;">但</p> <p style="text-align: center;">上記正に領収いたしました</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; border-bottom: 1px solid black;">内 訳</td> <td style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">税抜金額</td> <td style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">消費税額等( %)</td> <td style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</td> </tr> </table>		内 訳	[REDACTED]	税抜金額	[REDACTED]	消費税額等( %)	[REDACTED]				
内 訳	[REDACTED]										
税抜金額	[REDACTED]										
消費税額等( %)	[REDACTED]										

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) 松木義昭」(以下「甲」という)、受託者「[REDACTED]」(以下「乙」という)は、次に掲げる業務に関し、以下のとおり業務委託に関する契約を締結する。


- 1 委託業務の名称 松木義昭議員活動報告会配布
- 2 業務場所 市内一円
- 3 委託期間 令和元年7月1日 ~ 令和5年3月31日
- 4 委託料 1回につき 50,000円 (年4回)  
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (適用税率 %)〕  
円
- 5 委託料の支払方法 委託料を毎月払いとする
- 6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和元年 7 月 1 日

甲 住所氏名

芦屋市新港町2-1-606  
松木義昭 

乙 住所氏名

[REDACTED]  
[REDACTED] 

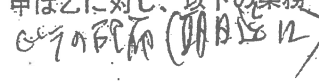


(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

# インボイス制度が 来年10月1日から始まります

ご承知のように消費税の税率が2019年10月1日から軽減税率になり、10%と軽減8%になりました。その時の消費税改正の一環として「インボイス制度」が導入され、来年10月1日から実施されます。1年10月後の話なのでまだ分かりませんが、しかし確実にその時はやってきます。

## 一年十カ月後に何が起るのか？

消費税の申告納税をする事業者にとつて、消費税の仕入れ税額控除が大幅に減少し、機会によっては消費税の納税額が増加します。来年10月1日以降は、インボイス発行事業者からの商品仕入れや経費控支払い以外は仕入れ税額控除ができなくなり、もちろん、以前から消費税の申告納税している仕入先などは、インボイス事業者の登録申請を行なうだけでよく、ほとんど影響はありません。ただし、年間課税売上げが1,000万円以下の事業者からの商品仕入れは、仕入れ税額控除ができなくなります。仕入れ税額控除を受けるためには、1,000万円以下の事業者は、課税事業者を選択し、インボイス事業者になり、自身も消費税の納税をする必要があります。

このインボイス制度による過格請求書発行事業者の登録申請が昨年10月1日から提出可能になっています。ただし、来年10月1日から登録を受けるためには来る年3月31日までに提出する必要があります。受付は始まっていますが、特に急ぐ必要はなく、1年2カ月の間に届出書を提出し、インボイス登録書を取付すれば良いだけです。文面上、いじりまは簡単に見えますが、実際にはインボイス制度の記載事項に合致した請求書などを作成、発行し、保存しなければならず、事業者にとつては事務処理の手間が確実に増えます。さらに今まで、消費税の納税義務者でなかった事業者は、インボイスを発行しない事業者を選択し取り引きのチャンスを失うことになるのか、インボイスを発行するため課税事業者を選択し、消費税の納税をするのかを決めなければなりません。このため中小零細事業者にとつては嬉しい選択を迫られることになり、事務量も増加し、消費税納税も発生します。そこで例えば、全国のシルバー人材センターでは、センターや会員に負担が生じるので特例として、インボイス制度の導入にあたっては適切な措置をとるよう求められています。



芦屋保健所の存続を求める意見書

議長としてこんなことしてはいます。斎藤知事に対して芦屋保健所の存続と機能強化をお願いしました。昨年の十一月五日、神戸オリエンタルホテルで開催された斎藤知事と政仲間議員連立との懇談会で、私は、芦屋保健所の存続と機能強化をお願いしました。県の行政財政構造改革で、芦屋保健所を宝塚保健所と統合し、芦屋市内には分室として一部の機能を設けることが示されています。現在とこの新型コロナウイルスの影響により統合時期が延期された上で、残る機能については芦屋市と協議の上で決断することされています。しかしながら芦屋市では、コロナ禍の影響の中、県の保健所の役割の重要性が再認識されることにも分室機能の検討経過についての県から芦屋市への情報提供が十分分の声が上がり、市役所や議会では分室化への懸念が高まっています。こうした状況の中で私は、知事に対して「本市との確かな協議のもと、コロナの対応状況などを踏まえて芦屋保健所の機能強化を図ることも芦屋保健所の存続をお願いしました。知事は、「今後、住民の不安軽減に向けて県と市で協議していく」と回答されましたので、芦屋市議会として一昨年の九月議会で芦屋保健所の存続を求める意見書を全会一致で採択していることを伝えました。

# 自民党芦屋市会議員団として 今年度予算への要望書を提出

昨年十一月二十五日、市長に令和4年度の予算に対して90項目の要望を提出しました。全体としては、納税者の理解を得られるよう公平でバランスを考慮した予算とする。こと、短期的成果だけではなく長期的視点で市全体に効果がある施策についても評価し、予算化することとして、具体的には、J・R芦屋駅周辺の再開発事業は市民の理解を得た上で進めること、公衆トイレの改修とトイレが不潔で、児童生徒の学力の強化を図ること、などです。



**出前いたします**

暮らしの相談室の出前注文をお待ちしています。  
ご質問・ご要望など何でも結構！

市役所 TEL:31-2121 内線 5131  
自宅 TEL/FAX:32-8309  
携帯 090-2193-8360

芦屋を日本一住みよいまち

まつぎよあきき市議会活動報告

No.189 令和4年冬季号  
TEL・FAX (0797) 32-8309

〒659-0031 兵庫県芦屋市新浜町2-1-606 (自民党芦屋市議会議員団)

## 新型コロナウイルスワクチン追加接種について

新型コロナウイルスの感染防止に有効なワクチン接種。市内では高齢者から若年層へと接種が広がり、十一月二十二日の時点で65歳以上で90.1%、12歳以上で82.4%の方が2回目の接種を終えられています。

現在、感染第5波の収束が見られる中で、市はオミクロン株による第6波の到来を見据えて3回目の接種を行なうための経費約3億2千5百万円を追加補正しました。

1. 新型コロナウイルス接種状況 下記の表の通り  
2. ワクチン追加接種(3回目)について

- 対象者 18歳以上で、2回接種後8カ月以上経過した方 約69,000人
- 実施期間 令和4年9月30日まで
- 接種券の送付 2回目接種後、8カ月を経過する期間を自送し送付(1月下旬から2月2回接種後発送)
- 接種場所 ア. 集団接種 保健福祉センター(土曜日、日曜日)の午後に実施。1月は日曜のみ
- 個別接種 市内個別医療機関
- 予約方法 接種券到着後、1回目接種と同様にインターネット(Web)又は、市コールセンター(電話0797-3106655)で接種日時、場所を予約いただきます。

区分	接種回数	割合
65歳以上 (29,000人)	1回目	91.1%
	2回目	90.1%
12歳以上 (87,300人)	1回目	82.4%
	2回目	71.9%
全人口 (95,500人)	1回目	76.9%
	2回目	75.4%

## 15歳以下に市が十万円を昨年末に給付 16歳～18歳は一月に申請・給付

年収960万円以下の世帯で、18歳以下の子どもへ給付をめぐり、芦屋市は12月議会最終日の12月21日に給付のための補正予算案を提出し、その日のうちに本会議で可決し、昨年末の給付を実施することになりました。当初、国は昨年末に現金を5万円給付し、残り5万円は春の入学・新学期への入学に向けた支援として新年以降にクーポン給付とする方針でした。しかし、現金10万円を一括支給すれば事務経費は280億円と済みますが、クーポンの併用で最大967億円の事務経費が余分にかかることが判明。このため全国の自治体からクーポン分も現金支給にすべきだとの声が出て、結局昨年末に10万円を給付することになったものです。

尚、芦屋市で支給対象になった人数は1万5千300人です。

## 出産育児一時金の増額を求めます

厚生労働省によると2019年度の出産費用は平均分娩の場合、全国平均額は約46万円、差料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賸らない状況になっています。平均額が約62万円と最も高い東京都では、出産する人が約20万円持ち出している計算になります。

国は、2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度給付金を4000円引き上げ、本人の受け取り額を4000円増やすことになりました。しかし、出産費用を増やすことは到底できません。

令和元年度の出産数は約86.5万人で、前年比べて約5.3万人減少し、過去最少となっています。少子化克服に向けて、安心して子供を産み育てられる環境を整えるためには、子供の成長に合わせたきめ細かな支援を重ねていくことが重要で、一時金はその大事な一手です。国においては、現在の負担に見合った形で出産育児一時金を引き上げるように強く要望します。

## 成人式を迎えられた皆さんへ！

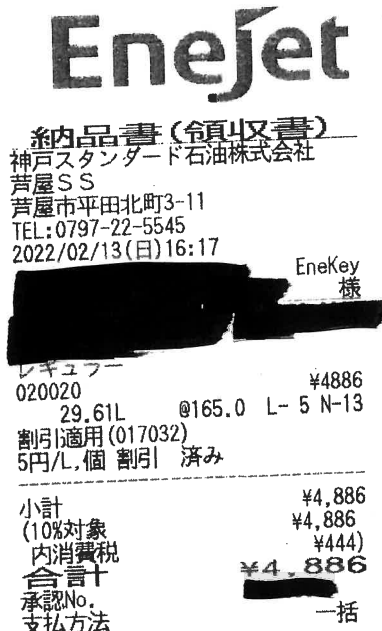
今年、晴れて成人式を迎えられた皆さん、おめでとうございます。次の世代を担う責任とこれからの人生にエールを送りたいと思います。さて、皆さん、芦屋市民である進路指導家・理江さんを知っていますか。理江さんは、この三月にワット・軍狐無寄港太平洋横断に再挑戦されます。理江さんは83歳ですが、理江さんは「やはり人間、何か目標をもって進んだほうが充実した人生を送れる」と言われています。

人間歳を重ねると、何事も挑戦しづらくなってきますが、理江さんのように、歳を重ねても夢と希望を持って挑戦するってすばらしいですね。特に若い人たちはどんどん挑戦していただきたい。挑戦に失敗してもいい。チャンスはまだ巡ってきます。やらないよりはやって後悔したほうがいい。できるかできないかではなく、挑戦しなかったこと後悔するよりは、やって後悔したほうがいい。

皆さんの中には、すでに某社で活躍されている方、進学に専念されている方など、状況は様々かと思いますが、心身を研鑽し、ますます感性を磨きながら、本当に自分のやりたいことが何かを見つけ、それに向かつて力強く前進されることを期待しています。

新成人の皆さんの夢と希望に輝かしい前途を祝福し、私からのメッセージとさせていただきます。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	315
支出年月日	令和4年2月13日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
 <p><b>EneJet</b>  <b>納品書(領収書)</b>          神戸スタンダード石油株式会社          芦屋SS          芦屋市平田北町3-11          TEL:0797-22-5545          2022/02/13(日)16:17          EneKey 様          レギュラー          020020                      ¥4886          29.61L                      @165.0 L- 5 N-13          割引適用(017032)          5円/L.個 割引 済み          -----          小計                              ¥4,886          (10%対象)                      ¥4,886          内消費税                      ¥444  <b>合計</b>                              <b>¥4,886</b>          承認No.                      [REDACTED]          支払方法                      一括</p>	
充当内容 (按分の計算方法)	$4886 \times \frac{1}{2} = 2443$ 2A分(1236)
その他	


- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	316														
支出年月日	令和 4 年 2 月 16 日														
項 目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費    研修費    広報費    広聴費    要請・陳情活動費 会議費    資料(作)成費    資料購入費    人件費    事務所費														
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)															
<p>領 収 書</p> <p><b>(株)堀江昭堂</b> 本店</p> <p>TEL 0797-31-2727 FAX 0797-32-2940</p> <p>2022年02月16日(水)№0</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>事務用品</td><td>¥1,000外</td></tr> <tr><td>事務用品</td><td>¥1,000外</td></tr> <tr><td>小 計</td><td>¥2,000</td></tr> <tr><td>外税売</td><td>¥2,000</td></tr> <tr><td>外 税</td><td>¥200</td></tr> <tr><td>PayPay</td><td><b>¥2,200</b></td></tr> <tr><td>(うち消費税)</td><td>¥200)</td></tr> </table> <p>6責                      1442 13:43TM</p>		事務用品	¥1,000外	事務用品	¥1,000外	小 計	¥2,000	外税売	¥2,000	外 税	¥200	PayPay	<b>¥2,200</b>	(うち消費税)	¥200)
事務用品	¥1,000外														
事務用品	¥1,000外														
小 計	¥2,000														
外税売	¥2,000														
外 税	¥200														
PayPay	<b>¥2,200</b>														
(うち消費税)	¥200)														
充 当 内 容 (按分の計算方法)	署名活動に係る郵送料 $2200 \times 0.8 = 1,760$														
そ の 他															


- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	317																										
支出年月日	令和 4年 2月 18日																										
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費    研修費 <b>広報費</b> 広聴費    要請・陳情活動費 会議費    資料作成費    資料購入費    人件費    事務所費																										
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできません。)																											
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p><b>領 収 証</b></p> </div> <div style="text-align: right;">                 No. _____                   川上朝崇 様             </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">金額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>¥40000</td> </tr> </table> </div> <p style="margin-top: 10px;">但 4ラシ配布代 2022年2月18日 上記正に領収いたしました</p> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">内 訳</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>税抜金額</td> <td style="background-color: black;"></td> </tr> <tr> <td>消費税額(%)</td> <td style="background-color: black;"></td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">GR1519</div>		金額																			¥40000	内 訳		税抜金額		消費税額(%)	
金額																											
									¥40000																		
内 訳																											
税抜金額																											
消費税額(%)																											
充当内容 (按分の計算方法)	市政報告 ¥40000 × 0.85 = ¥34000 (按分) 配布代																										
その他	川上																										

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) 川工朝洋」(以下「甲」という)、受託者「」(以下「乙」という)は、次に掲げる業務に関し、以下のとおり業務委託に関する契約を締結する。

1 委託業務の名称

市政報告ポスティング業務

2 業務場所

芦屋市内

3 委託期間

4 委託料

40000 円  
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(適用税率10%)〕  
円

5 委託料の支払方法


現金払

6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

2022年2月18日

甲 住所 芦屋市   
氏名 川工朝洋

乙 住所   
氏名 

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 市政報告システム
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

# コラム 窓

芦屋市議会には台湾との交流に取り組む「日台友好議員連盟」があり、私もそのメンバーの1人です。市議会では「台湾のWHO年次総会」に代表参加を求め、意見書を可決するなどの活動も継続しています。

昨年11月、神戸市で第7回日台交流サミットが開催

され、過去最多の約100人の地方議員らが集い、芦屋市議会からも7人が参加しました。

同サミットは今回、国内外から大きな注目を集めていました。それは、台湾への圧力を強める中国大使館が開催の中止を求めてきたからです。内政干渉以外のなにものでもない暴挙です。

が、台湾の外交的孤立解除を求める両国首脳を採択する意思が示されました。

会場には開催地である神戸市長、知事の姿もありましたが、本市の伊藤市長も参加していました。その理由について市長に問うところ、主催者からの誘いを受けたので、という適切な悪い答えでした。西宮

## 自治体こそ友好関係を

昨石、尾崎市長にも参加を呼び掛けたもの、いずれも大奮闘。開催地以外で実施したのは芦屋市長だけだった。台湾への特別な思いがあるのかと期待しましたが、が、副市長も「外交に関わるので言及は控えた」とこと述べるなど、夏越しに終わりました。

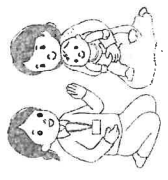
確かに日本政府は台湾との正式な外交関係はないと立派ですが、既に約90の自治体が台湾との友好関係にあり、交流を行っていま

す。地方自治体だからこそできることがあるのです。

芦屋市が外交問題を理由にするのであれば、そもそも市長がサミットに参加した意味はあったのか。専制主義的かつ中国の姿勢により国際秩序が脅かされる中、民主主義の発展という観点では台湾の果たす役割は大きいはずだと。

本市を含まない地方自治体がどのように台湾と付き合っていくのが問われています。

## 「訪問型」拡充を



妊娠から子育てまでの支援を行う「産後ケア事業」。改正母子健康法により、産後1年以内の母子に対する産後ケアの実施は自治体の努力義務となっています。主に一定期間泊まり込んでケアを受ける「宿泊型」日中に施設に行くいわゆる「訪問型」の3種類があります。

本市では「訪問型」「宿泊型」の2つが実施されていますが、コロナ禍において、妊婦や母親の孤立や「産後うつ」が増えていることから、訪問型のニーズが高まっているとして、拡充を提案しています。本市も利用施設を5カ所増設し、訪問型を高めています。西宮市や神戸市では訪問型を既に導入済みです。

拉致解決へ全力

北朝鮮による拉致は国民の生命にかかると重大な人権侵害であり、国民一人一人が拉致被害者を取り戻すという意志をもち、発信していくことが国内外へのアピールにつながります。私はかつて新聞記者として新潟に赴

任、拉致問題の取材を続け、被害者家族の無念と悔しさに触れてきました。拉致被害者家族の高齢化が進むなか、拉致被害者の帰国の実現まで、もはや一刻の猶予もありません。地方議員であっても、拉致問題の解決につながることは何でもやってみようと思っています。

芦屋市議会では拉致問題の啓発に取り組み意思を表明し、全会一致で決議を可決しました。これは真ん月初めの各議会で同様の決議が可決されました。本市では一昨年から、啓発週間（12月10日から16日）に啓発アニメ上映やパネル展を市役所で

開催しています。

市役所で展示された拉致問題啓発パネル

新年にすがすがしい気分を味わうのが、市内数カ所の神社を参拝し、平田町に遠く記念文庫館が、高浜町に新しく建てられた、高浜町青年会が、今年こそ長き年！

抱きかかると、新年に思い出すのが、市役所前、高浜町青年会が、今年こそ長き年！

【川上朝来（かわかみあさえ）プロフィール】  
1973年12月生まれ、48歳。妻と娘2人の4人家族。岡山白鷺高校を経て、学習院大学経済学部卒業後、産経新聞社に入社。その後、内閣府や東京証券取引所キャップ等を経て、政治経済の現場で取材。著書に「高浜町青年会」など。趣味はテニス、スキー。高校野球愛者。資格：社会福祉士、介護職員初任者

HP: https://kawakami-asae.com

川上あさえ新聞

Vol. 9

2022年新春号

自民党芦屋市議団  
〒659-8801 芦屋市精華町7-6 芦屋市議会  
TEL 069-3395-5027  
TEL 069-3457-4872

自民党

市役所にシヤーマナリストの視点

元産経新聞記者

4回定例会では、新型コロナウイルスの3回目接種事業を子育て世代への臨時特別給付金に換える修正予算案が審議されました。感染症をふらう「オミクロン株」の動向も注視しながら、今年も慎重な市政運営を余儀なくされることと見做されています。

しい寒さが降り、市民の皆様におかれましては、体調管理をお願いいたします。気を緩めるとなくコロナ感染防止の徹底を図ってまいります。デザインを一新した今回は、一般質問で取り上げたテーマを中心に報告いたします。

## 部活動改革迫る

### 消滅止め 生徒の視点必要

学校の働き方改革を踏まえ、部活動改革の方針が文部科学省から示されて2年。部活動を指導していた教師の負担を軽減し、2023年度以降、段階的に地域移行し、合理的で効果的な部活動を推進するという内容です。教師の多忙な負担軽減は必須で、市教委委員会によると、教師に代わって生徒の指導にあたる外部委託による「部活動専任職員」を教委本部やテニス、サッカー部などを対象に9人配

置いた場合の教師の勤務時間は3年前と比較して1年間で約7時間の削減になるなど一定の成果を挙げている。

しかし、私はこの改革が児童・生徒の視点でなされるべきだと考えています。本市においても部活動において少子化の影響は避けられず、市立中学校の中には陸上部や男子バレー部が既にないという事例が報告されています。つまり原置・

のチームスポーツは半減となるそうです。

本市は市立がコンパクトで、市立中学校はわずか3校この特徴を踏まえ、少子化の影響で1校では組織できなかった部活動を統合することで市内合同チームを組織し、強化を図るといったメリットが受けやすくないのではないかと考えます。

地域のスポーツ・文化団体と連携し、多様なスポーツ・文化活動を提供することも可能になれば、子育て世帯へのアピールにもつながるのではないかと考えます。

今回の改革は教育委員会とスポーツ・文化団体との連携がカギになります。部活動は国内のスポーツ・文化活動の底辺を支えているといっても過言ではありません。ぜひ本市の特徴を盛り込んだ改革につなげてもらいたいと思います。

生徒が取り組めるはずのスポーツ・文化活動が継続できないという状況が既に存在しつつあり、部活動を通じて教育の機会が失われているのが心配です。

スポーツ庁が中高を対象にした調査によると、今後30年間で部活動人口は30%減り、野球やサッカーなど

更新の際にアルミ缶への変更やカップで提供するとともに、回収を待つ「マイボトル」啓発や「脱水ポット」について調査を始める方針が示されました。

他の自治体を見ても神奈川県鎌倉市ではマイカップ持参で10円値引きを行う自販機を設置。京都府亀岡市ではマイボトルでの給水をアプリで記録し、ペットボトル削減量を競う取り組みを実施しています。

本市も昨年、温室効果ガスの排出量削減を目指し「ゼロカーボンシティ」を表明していますが、ペットボトル削減はまた新たな一歩につなげていきたいと考えています。

## 自販機からペットボトル削減

プラスチックごみの処理が大きな問題となるなか、国は2030年までにプラスチックの排出を25%削減する目標を掲げています。重要なのはプラスチックを再生利用するというものではなく、そもそも発生させないという観点です。しかし、ペットボトルの排出が増加傾向にあり、本市の回収量は10年前と比較して約1.7倍に増加しています。

市内公共施設に設置されているペットボトル飲料を扱う自販機は67台を削減しますが、まずは自販機からペットボトルを排除することができないか、一般質問で取り上げました。市からは自販機




部活動の将来が危惧されている

本市の新型コロナウイルス対策HP



政治活動費領収書等貼付用紙

整理番号	318				
支出年月日	令和 4 年 2 月 18 日				
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
 <p>(株) ペトロスタター関西          魚崎          兵庫県神戸市東灘区          魚崎南町2-15-1          TEL: 078-452-2541 SS: 40111-14666</p> <p>クレジットカード売上票          2022/02/18(金) 17:42 伝票№ [REDACTED]          取引通番 [REDACTED]</p> <p>ASAE KAWAKAMI 様          IC 40111 [REDACTED]</p> <p>012000 0002          レギュラーガソリン P01 ¥3819          数量 23.87L          単価 @160          LINE会員3円引き魚崎          (単価 3円引 適用済)</p> <p>合計          内税分消費税 ¥3,819          ¥347</p> <p>取引日時 2022/02/18 17:40          販売社 イトカード 会員 [REDACTED]          取引コード [REDACTED]          獲得ポイント [REDACTED]          利用可能ポイント 37P</p> <p>承認No [REDACTED]          支払方法 [REDACTED]          カルゴご利用額 ¥3,819          有効期限 XX年XX月 2 企業コト          端末識別番号 [REDACTED]</p> <p>係員: [REDACTED] 01          処理日付: 2022/02/19 0002-0004          100取引          獲得ポイントは購入後、通常3日以内に反映されます。</p>					
充当内容 (按分の計算方法)	カギノ水 (29/5) $¥3819 \times 1/2 (19/5) = ¥1910$				
その他	上記の為 ¥1928のみ 記入    L				

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	319
支出年月日	令和4年2月21日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費    研修費    広報費    広聴費    要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費    資料作成費    資料購入費    人件費    事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	



納品書 (領収書)

コスモ石油販売(株) 京阪神カンパニー  
 セルフステーション芦屋  
 兵庫県芦屋市 川西町  
 4-17  
 TEL:0797-97-2782    SS-088922

2022年02月21日 15:54    伝票No. [REDACTED]  
 通番 [REDACTED]

福井 美奈子 様

売上 現金決済

11200  
 レギュラー ガソリン P09    ¥3597  
 数量    21.16(L)  
 単価    @170  
 値引きQR    @2    -42

合計    ¥3,555  
 (内消費税    @53.8    ¥1138)  
 (内消費税10%(対象)    ¥3555)    ¥323)

充当内容 (按分の計算方法)	ガソリン代(2月分) 3,555 × 0.5 = 1,777
その他	<del>3,555 × 0.5 = 1,777</del> [REDACTED]

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	320										
支出年月日	令和 4 年 2 月 21 日										
項 目 (該当項目に〇をつけてください)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">調査研究費</td> <td style="width: 20%;">研修費</td> <td style="width: 20%;">広報費</td> <td style="width: 20%;">広聴費</td> <td style="width: 20%;">要請・陳情活動費</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>資料作成費</td> <td>資料購入費</td> <td>人件費</td> <td>事務所費</td> </tr> </table>	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費							
会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費							
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできません。)											
<p style="font-size: 2em;">貼付 貼付</p>											
充当内容 (按分の計算方法)	$7903 \times \frac{1}{2} = 3951$										
そ の 他											

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

Summary of your charges  
ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: [Redacted]  
Billing number

発行日 2022年 2月 21日


請求月 2022年 2月分  
Month of Issue

SoftBank

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額(円)	税区分
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	小計		
	* * * 契約期間 24年 5月 * * *		
	基本料 通話定額基本料 [ 1月11日 ~ 2月10日 ]	4,200	10%
	割引 スマ放題 専用2年契約	-1,500	10%
	通話料 通話定額基本料 対象外通話	0	10%
	定額料 データ定額 5.0GB	7,000	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 新みんな家族割	-1,800	10%
	通信料 S!メール (MMS) @0円 6396Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (3G) @0円 8311Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G LTE) @0円 5101361Pkt	0	10%
	(通信量合計 5116068Pkt [0.61GB])		
	月額料 ウェブ使用料 (i)	300	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 あんしん保証パック (i) プラス	750	10%
	割引 おうち割 でんきセット	-50	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	小計	7,903	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。https://www.tca.or.jp/ 320-2 1/ 1頁  
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。  
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。  
 ※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。


政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	32/										
支出年月日	令和4年 02月 22日										
項目 (該当項目に0をつけてください)	<table border="0"> <tr> <td>調査研究費</td> <td>研修費</td> <td>広報費</td> <td>広聴費</td> <td>要請・陳情活動費</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>資料作成費</td> <td>資料購入費</td> <td>人件費</td> <td>事務所費</td> </tr> </table>	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費							
会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費							
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできません。）											
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">  <p>納品書(領収書) 株式会社 声屋SS 〒100-0001 東京都千代田区千代田3-11 TEL:0797-22-5545 2022/02/22(火)18:36</p> </div> <div style="width: 65%;"> <p>米田 哲也様 EneKey レギュラー 020020 ¥5,000 30.30L @165.0 L-2 N-4 割引適用(017032) 5円/L、個割引 済み</p> <p>小計 ¥5,000 (10%対象) ¥4,500 内消費税 ¥455 合計 ¥5,000</p> <p>承認No. [REDACTED] 支払方法 [REDACTED] 事前OK 端末処理通番 [REDACTED] EneKey ID [REDACTED] カード番 [REDACTED] 種別:基本P 特別IP 今回計 利用Tポイント 利用可能Tポイント 8143P 本日付与されたポイントは2~3日 目以降に反映されます。有効期限切 等の理由で、Tカードにポイントが 加算されないことがあります。 詳細はwww.tsite.jpに ご確認ください。 ※本書保管上のお願!!! 財布・手帳等にはさんで保管頂く 場合は、印刷面を内側に折り保管 をお願いします。</p> <p>No. [REDACTED] 担当 声屋SS POS番号01 2022/02/22</p> </div> </div>											
充当内容 (按分の計算方法)	5000 x 0.5 = 2500 カリ=代2月分(2)残り9月.										
その他											

米田 哲也


- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	322				
支出年月日	令和 4 年 2 月 28 日				
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 会議費	研修費 資料作成費	広報費 資料購入費	広聴費 人件費	要請・陳情活動費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
 <p><b>ENEOS</b> 納品書(領収書) 2022年02月24日 17:25 売上 上 [redacted] 様 M 車両番号 実車番 0110-10 セルフ レギュラーガ P-02 17.86L * 168円 ¥3,000 合計 ¥3,000 (消費税10%対象 ¥3,000 内消費税等 ¥273) お預り ¥3,000 お釣り ¥0 現金でご購入の場合は領収書に [redacted] ㈱エスブランドマネジメント エスブランド 芦屋シーサイドSS 兵庫県 芦屋市新浜町7-15 TEL:0797-22-8282 SS-371218 [redacted] 2022/02/24</p>					
充当内容 (按分の計算方法)	3,000 × 0.5 = 1,500円 松本				
その他					

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	323																								
支出年月日	令和 4 年 2 月 25 日																								
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費																				
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費																				
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)																									
<p>2022年02月分 <b>ASA</b> 領収証 No. </p> <p><b>福井 美奈子 様</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>部</th> <th>金額</th> <th colspan="2">本体価格/消費税(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝日新聞 朝刊*</td> <td>1</td> <td>4,200</td> <td>3,818</td> <td>382</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><b>合計</b></td> <td colspan="2"><b>¥4,200</b></td> </tr> <tr> <td colspan="3">※は軽減税率対象品目</td> <td colspan="2">(内消費税等¥311)</td> </tr> </tbody> </table> <p>8%対象 ¥4,200 (消費税 ¥311)</p> <p>3月休刊日 3月14日(月) <small>毎度ご購読有難うございます 左記の通り領収致しました。</small></p> <p><b>ASA</b> 朝日新聞サービスアンカー芦屋南 〒659-0026 芦屋市西蔵町2-17 TEL: 0797-22-6833 FAX: 0797-32-3854</p>						銘柄	部	金額	本体価格/消費税(参考)		朝日新聞 朝刊*	1	4,200	3,818	382	<b>合計</b>			<b>¥4,200</b>		※は軽減税率対象品目			(内消費税等¥311)	
銘柄	部	金額	本体価格/消費税(参考)																						
朝日新聞 朝刊*	1	4,200	3,818	382																					
<b>合計</b>			<b>¥4,200</b>																						
※は軽減税率対象品目			(内消費税等¥311)																						
充当内容 (按分の計算方法)	新聞購入代 (2月分) ¥4,200																								
その他																									

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	324				
支出年月日	令和 4 年 2 月 28 日				
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
<p>日本共産党発行の <b>しんぶん赤旗</b> 領収書</p> <p>松木 義昭 様</p> <p>新聞・雑誌名 部数 金額</p> <p>「しんぶん赤旗」日曜版 * 1 930</p> <p>2022 年 2 月分</p> <p>上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。</p> <p>日本共産党西宮・芦屋 地区委員会 〒663-8234 西宮市津門住江町5-11 TEL 0798-23-2281</p> <p>*印は税率8%</p> <p>領収日 / 投者</p>					
充当内容 (按分の計算方法)	930円				
その他					

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。